

岡山県職員措置請求書

1 岡山県知事に対する措置請求の要旨

岡山県知事が、

- i 岡山地方裁判所平成 18 年（行ウ）第 9 号事件につき弁護士小林裕彦に支払った着手金及び謝金の合計額金 772,220 円につき、当該住民訴訟事件にかかる住民監査請求を却下した岡山県監査委員（当時）鈴木一茂、同井元乾一郎、同吉永謙一、同平野温恵に対して損害賠償の請求をすることを怠る行為、
- ii 岡山地方裁判所平成 19 年（行ウ）第 26 号事件につき弁護士小林裕彦に支払った着手金及び謝金の合計額金 1,029,000 円につき、当該住民訴訟事件にかかる住民監査請求を却下した岡山県監査委員（当時）山田総一郎、同小田圭一、同石村道雄、同平野温恵に対して損害賠償の請求をすることを怠る行為、

はいずれも違法なので、上記各金額について上記各人に対して各自岡山県に支払うよう請求することを求める。

2 措置請求の理由

- (1) 請求人は、平成 18 年 6 月 28 日、岡山県監査委員に対し、岡山県議会議員蜂谷勝司の、
 - i 平成 16 年度の政務調査費 420 万円のうち事務所借上料と新聞購読料を除く全額金 341 万 9620 円、
 - ii 平成 17 年度の政務調査費 295 万 4870 円のうち事務所借上料と新聞購読料を除く全額金 213 万 4870 円、につき、同人が作成し岡山県議会議長に提出した政務調査費収支報告書の内容が虚偽であることを理由として、同人に対して岡山県に返還するよう請求することを求める住民監査請求をした。
- (2) 上記住民監査請求に対し、岡山県監査委員（当時）鈴木一茂、同井元乾一郎、同吉永謙一、同平野温恵は、
 - (1) i につき、住民監査請求の対象が特定していないこと、及び地方自治法第 242 条第 2 項に定める請求期限を途過していることを理由とし、
 - (1) ii につき、住民監査請求の対象が特定していないことを理由として、請求を却下した。
- (3) 請求人は、上記却下決定を不服として、平成 18 年 8 月 8 日、岡山県知

事を被告として、蜂谷勝司に対し（1）i、iiの合計金555万4490円及び利息を岡山県に返還するよう求める住民訴訟（岡山地方裁判所平成18年（行ウ）第9号事件）を提起した。

岡山県知事は、上記住民訴訟事件を岡山県知事の訴訟代理人として追行することを弁護士小林裕彦に依頼し、同弁護士に対して平成18年9月21日同事件の着手金として金386,110円を支払い、さらに後記の経緯で訴訟が終了した後である平成20年6月18日、同事件の謝金として同弁護士に対して金386,110円を支払った。

- （4）請求人は、平成19年8月20日、岡山県監査委員に対し、岡山県議会議員蜂谷勝司の平成18年度の政務調査費308万5820円の全額につき、同人が作成し岡山県議会議長に提出した政務調査費収支報告書の内容が虚偽であることを理由として、同人に対して岡山県に返還するよう請求することを求める住民監査請求をした。
- （5）上記住民監査請求に対し、岡山県監査委員（当時）山田総一郎、同小田圭一、同石村道雄、同平野温恵は、住民監査請求の対象が特定していないことを理由として請求を却下した。
- （6）請求人は、上記却下決定を不服として、平成19年9月12日、岡山県知事を被告として、蜂谷勝司に対し（4）記載の金308万5820円及び利息を岡山県に返還するよう求める住民訴訟（岡山地方裁判所平成19年（行ウ）第26号事件）を提起した。この住民訴訟事件は、さきの平成18年（行ウ）第9号事件と併合して審理された。

岡山県知事は、上記（平成19年（行ウ）第26号）住民訴訟事件を岡山県知事の訴訟代理人として追行することを弁護士小林裕彦に依頼し、同弁護士に対して平成19年10月29日同事件の着手金として金514,500円を支払い、さらに後記の経緯で訴訟が終了した後である平成20年6月18日、同事件の謝金として同弁護士に対して金514,500円を支払った。

- （7）上記平成18年（行ウ）第9号・平成19年（行ウ）第26号住民訴訟事件においては、蜂谷勝司に対する政務調査費の会計帳簿・領収書類の文書提出命令の申立がなされ、同人に対する審尋及び証人尋問が行われた。蜂谷勝司は裁判所の書面審尋に対して平成19年5月31日付書面で「会計帳簿・証拠書類は存在しない」旨回答し、同年11月27日行われた証人尋問では概略以下のとおり述べた。

「平成16～18年度分の自分の政務調査費収支報告書の内容は見たことがない（同証人調書2～16項）。

- ・自分の政務調査費についての帳面は見たことがない（同49～51、71～73、209～210項）。何にお金を使ったかを秘書に確認したことも

ない（同 211 項）。

- ・自分の政務調査費についての領収書類は自分でもらったことはない（同 51～52 項）。
- ・受領した政務調査費は秘書には渡さず、生活費も含め、自分で使っている。自分で使った金の明細は秘書には言わない。秘書には、事務所用のお金がいると言われたときにお金を渡している（同 57～70 項）。
- ・平成 15 年 2 月に脳こうそくで倒れた。以後は病院に入院していたり、よそで静養している（同 76～78、83 項）。
- ・脳こうそくで倒れて以後は、研修会に参加したことはない。遠方への旅行は叙勲で東京に 1 度、祝賀会で大阪に 1 度だけである。借上げ料を払うような会議、資料を印刷して配布するような会議を開催したこともない（同 79～84 項）。
- ・事務所は蜂谷工業のビルの中にあるが、家賃を払っていたかどうか知らない（同 114～119 項）。事務所は政治団体の事務所も兼ねていた（同 214 項）。
- ・事務所の光熱費は自分からは蜂谷工業に支払っていない。秘書が支払っていたかどうかは知らない（同 126～129 項）。
- ・政治団体の会計も秘書がしている（同 140～141 項）。県議会議員としての活動と政治団体の活動のそれぞれの費用はどんぶりのようになっていた（同 230 項）。
- ・自分では備品を購入してはいない。秘書が買ったかどうかはわからない（同 144～149 項）。
- ・脳こうそくで倒れて後、アルバイトを要するような集会等に行っていない（同 153～165 項）。
- ・事務所を閉鎖したとき、事務所で保管していた書類は全部焼却した（同 172 項）。」

上記の証言により、蜂谷勝司については、政務調査費をそれ以外の収入支出と区別して管理しておらず、生活費や政治団体の活動費と井勘定で支出していたこと、自ら費消した経費は記録していなかったこと、秘書が支出した経費を確認していなかったこと、帳簿・領収証の存否は不明で、少なくとも自身はそれらを見たことがないこと、平成 15 年 2 月以降は実質的に政治活動を停止していたこと、政務調査費収支報告書の記載内容を知らず、その真否を確認できないこと、政務調査費にかかる帳簿・領収証が存在していたとしても県議会議員引退時（平成 19 年）に焼却したと推定されること、が判明した。

そして蜂谷勝司は、上記証人尋問のわずか 17 日後の平成 19 年 12 月 14 日、岡山県に対し、上記住民訴訟事件で支払を求められている全額を含め、平成 16～18 年度の政務調査費全額及び利息合計 1112 万 8279 円を返還した。

(8) 岡山地方裁判所は、上記住民訴訟事件について平成 20 年 5 月 27 日判決で、蜂谷勝司がすでに上記返還をしたことを理由として原告（請求人）の請求を棄却したが、原告（請求人）の(1)(4)の各住民監査請求の適法性については、

i 本件の場合、財産の管理を怠る事実を対象としてなされた住民監査請求には、地方自治法第 242 条第 2 項の期間制限の適用はない。

ii 本件の各住民監査請求では監査の対象の特定はなされている。

との理由により、被告岡山県知事の (2) (5) 同旨の主張を排斥し、原告（請求人）の住民監査請求を適法と認めた。

(9) 地方公共団体の監査委員は、いずれも、「普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する」（地方自治法第 196 条第 1 項）ものとして監査委員に選任されているものである。議員であるところの監査委員については法文上上記の資格は要求されていないが、法は議員は上記の要件に該当するものと仮定しているものと解される。また、法律的知識は法文上要求されていないが、監査委員は行政の行為の適法性についても監査の対象とするものであり、地方公共団体の財務管理・行政運営についての識見は行政の行為の適法性についての合理的判断を当然の前提とするものであるから、監査委員は事実の認定や法律解釈についても合理的な判断をする能力を有すること、職務の遂行にあたってはその能力を発揮することを、当然に求められる。

従って監査委員は、その職務の遂行にあたっては、法律上要求されている自らの識見を発揮して、事実の認定及び法律の解釈適用に誤りのないことに努める職務上の義務を、当該地方公共団体に対して負うものであり、故意または重大な過失によりその義務に違反し、当該地方公共団体に対して損害を与えたときは、当該地方公共団体に対して損害賠償の責任を負うものである。

(10) 本件において、平成 18 年の住民監査請求について監査にあたった鈴木、井元、吉永、平野の各監査委員は、前記のとおり、監査の対象が特定されていないこと、及び、平成 16 年度政務調査費については地方自治法第 242 条第 2 項の監査請求期間が経過していることを根拠として、

また、平成 19 年の住民監査請求について監査にあたった山田、小田、石村、平野の各監査委員は、前記のとおり、監査の請求が特定していな

いことを根拠として、
いずれも請求人の住民監査請求について実体の監査を行うことなく請求を却下したものである。

しかるに、前記岡山地裁判決も認めるとおり、

- i 請求人のした監査請求の対象は、いずれも、蜂谷勝司の特定の年度分の政務調査費の全部、ないし特定の費目のものを除外した残り全部とされていたのであるから、監査請求において監査対象が特定されていたことは明らかであり、
- ii 平成 18 年の監査請求当時には、最判平成 14 年 7 月 2 日などの一連の最高裁判決により、監査委員が怠る事実の監査を遂げるために特定の財務会計上の行為が財務会計法規に違反して違法であるか否かの判断をしなければならぬ関係にない場合には、「怠る事実」を対象とする監査請求には地方自治法第 242 条第 2 項の期間制限の適用はない、という法解釈が判例上確立していたので、期間制限違反を理由として請求人の監査請求を不適法とすることができないことも明らかであった。

しかるに、前記の監査委員らは、故意もしくは重大な過失によって誤った事実の認定もしくは法解釈をした結果、請求人の前記各住民監査請求を却下したものである。

- (11) 上記の監査委員らが、上記のとおり故意または重大な過失により、本件各住民監査請求を却下して実体の監査を行わなかった結果、岡山県知事は、請求人から前記の各住民訴訟を提起されたので、小林裕彦弁護士に対して各訴訟の追行を依頼し前記の弁護士報酬を支払わなければならなくなった。

かつ、

- i 蜂谷勝司は前記のとおり、平成 16 年度以降は病気のため、実質的に全く政治活動をなしておらず、その政務調査費の収支報告書の記載は虚偽であり、同人の政務調査費は報告された用途には使用されていなかった。
- ii 上記の事実は、蜂谷勝司に政務調査費についての会計帳簿と証拠書類の提出を求め、同人もしくはその秘書から聞き取りを実施しさえすれば、前記住民訴訟事件での蜂谷勝司の審尋及び証人尋問において判明したのと同様に、容易に判明することであった。
- iii とりわけ、平成 19 年の監査請求においては、請求人は、蜂谷勝司が岡山地方裁判所に対して、政務調査費にかかる会計帳簿・証拠書類が（「岡山県議会の政務調査費の交付に関する規程」の定め反して）存在しないと回答していることを主張立証していたので、監査委員らは、請求却下に先立って上記回答がなされている事実を熟知していた。

iv 従って、監査委員らが請求人の住民監査請求を却下することなく、実体の監査を行っていれば確実に、知事に対して蜂谷勝司に監査請求にかかる政務調査費の返還を請求するよう勧告するに至っていた。

v 従って、監査委員らが実体の監査を行っていれば、請求人が住民訴訟を提起することはなかったもので、岡山県知事が小林弁護士に対して事件の追行を依頼し弁護士報酬を支払う必要は発生していなかったものである。

(12) 従って、監査委員らは、故意または重大な過失により本件各監査請求を却下して実体の監査を行わなかったことにより、岡山県に前記住民訴訟にかかる弁護士報酬相当額の損害を被らせたものであり、岡山県に対して連帯して、その損害を賠償する責任がある。

しかるに、岡山県知事は、監査委員らに対して上記の損害賠償の請求をしておらず、岡山県の財産である債権の行使を怠っており、この懈怠は「財産の管理を違法に怠る事実」に該当する。

(13) よって、地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき、証拠書類を添付して、頭書のとおり、厳正な措置を請求する。

(14) なお、現に職にある岡山県監査委員のうち、

i 石村道雄は本監査請求において請求を受けるべき相手方とされている者なので、地方自治法第 199 条の 2 の規定により本請求についての監査から除斥される。

ii 伊藤文夫、三原誠介の両名は、

ア 本件の監査につき必要な法律上の専門知識を有すると認められないこと、

イ 両名は現職の県議会議員であるところ、本監査請求で請求を受けるべき相手方とされている鈴木一茂、井元乾一郎、山田総一郎、小田圭一もまた全員現職の県議会議員であり、かつ鈴木は三原と、井元・小田は伊藤と、それぞれ県議会内の会派を同じくする者であること、

から、両名に本監査を行わせることは適切と考えられない。

iii 大森礼子は、もと公明党の国会議員であった者であるところ、山田総一郎は同人の在職当時から現在に至るまで公明党所属の県議会議員であるので、同人に本監査を行わせることは適切と考えられない。

従って、本監査は、地方自治法第 252 条の 27～28 の規定に基づき、相手方と関係をもたない弁護士を外部監査人とする個別外部監査により行われるべきである。

3 添付書類

証拠書類各写

各 1 通

平成20年10月8日

請求人

住所 岡山市乙多見347番地

氏名 特定非営利活動法人市民オンブズマンおかやま
代表者代表幹事 重田龍三

岡山県監査委員 殿